

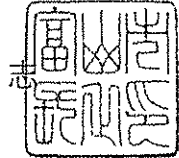
富山市告示第 266 号

字の区域の新設の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり本市の字の区域を新設するので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 19 日

富山市長 森 雅



字の区域の新設に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を廃止し、新たに大字「婦中町響の杜」を設定する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	婦中町袋	宿免	142番2から142番42まで、269番4、269番5
	婦中町砂子田		269番1から269番108まで、294番2から294番5まで、297番2、297番3、297番5から297番94まで、298番2、301番2、302番2、303番3、304番3、305番2、308番2、309番3、369番2、370番2、371番2、372番2、401番1から401番86まで、405番2、406番2、407番2、408番2、409番2、414番3、415番3、416番3、417番2、417番3、418番2、418番3、419番2、419番3

上記の区域内にある国有地の全部を含む。